破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２０号
函館市松風町13番８―301号
債務者　瀬戸　　忍
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５１号
北海道亀田郡七飯町本町４丁目21番21号
債務者　菊地奈保子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２２６９号
札幌市手稲区曙12条１丁目６番３―811号
債務者　日蔭　公子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３４０号
札幌市東区北７条東20丁目１番６―39号
債務者　安藤　裕子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１５号
札幌市北区新琴似２条２丁目５番５号　プレステージ２－２―103号
債務者　木村　聖子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０２号
札幌市東区北37条東18丁目２番17号　ハイツ37―101号
債務者　石田　宗弘
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２７号
札幌市手稲区前田６条13丁目８番15号　医療法人澤山会手稲病院
債務者　小野寺京子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４８号
札幌市北区麻生町７丁目１番１―206号
債務者　吉村　敏宏
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２号
岩手県花巻市若葉町１丁目17番14号
債務者　谷川　美里
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１９７号
茨城県つくば市並木３丁目18番地12　セジュール並木102号
債務者　小貫　善美
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
群馬県高崎市東貝沢町４丁目13番地１　深町住宅１号
債務者　原澤　　実
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４１号
群馬県高崎市福島町732番地３　ハイツ平田Ⅱ102号
債務者　星野みさ子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１２号
埼玉県鴻巣市幸町３番地８　101号室グリーンパーク幸
債務者　川越　大輔
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
埼玉県蓮田市関山３丁目10番４号　メゾンイイノ201号
債務者　並木　隆司
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5366番地３、旧住所埼玉県飯能市大字双柳353番地24　ハイツベルスリー102
債務者　内藤　　仁
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第３号
埼玉県秩父市熊木町27番６号
債務者　藤見　武伸
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
新潟県三条市東三条１丁目６番10号　サントリナ東三条Ｂ202
債務者　長岡　正子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　新潟地方裁判所三条支部